

「労務管理リスク(解雇・賃下げ・残業代)の実務」



近年、従業員とのトラブルを抱える企業が増加しています。労務トラブルの典型例は、①解雇時のトラブル、②降格に伴う減給(賃下げ)時のトラブル、③未払い残業代に関するトラブルです。労働法上、これらについては、会社に厳しい規制が課せられているため、円満な解決ができない場合、1000万円以上の支払いを余儀なくされる事例も珍しくありません。

本セミナーでは、従業員とのトラブルを未然に防ぐために把握すべき事項を、労働訴訟・労働組合対応などを多く手掛ける使用者側弁護士の先生に、わかりやすく解説いただきます。この機会にご参加ください。

記

【日 時】 2018年3月23日(金)15:00～17:00(受付開始14:30)

【講 師】 田村 裕一郎氏

多湖・岩田・田村法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士

<略歴>

2000年:司法試験合格(24歳)

2002年:長島・大野・常松法律事務所に入所

2007年:米国留学(米国ロースクール)

2008年:米国留学(米国訴訟専門法律事務所にて研修)

2009年:長島・大野・常松法律事務所(弁護士数:350名)に復帰 所属グループ:労働法・紛争解決グループ

2011年:独立し、多湖・岩田・田村法律事務所を設立(パートナー就任)

2017年:現在、顧問先70社以上の労務(紛争解決)・法務(予防中心)を弁護士9名で対応する傍ら、全国にて講演活動を行う。

<所属>

第一東京弁護士会、(元)労働法制委員会委員

<著作物>

「裁判例を踏まえた病院・診療所の労務トラブル解決の実務」(日本法令)(2017年9月、発刊)

「合同労組への対応」(労働調査会)(2012年8月、発刊)

「未払残業代請求への対応実務」(労働調査会)(2012年11月、発刊)

「従業員のソーシャルメディア不適切利用対策に役立つ社内規定例と企業の対応」(ビジネスガイド2012年2月号)

【セミナー内容】

・労働トラブル対応にとって重要なことは、「裁判になったら、どのような結論になるか？」を意識した上でのゴール(「終局的解決」)からの逆算の発想です。本セミナーでは、事例や判例中心の解説を行います。

・対策事例(「解雇は無効と言ってきた」、「降格は不当と言われた」、「固定残業代は不当って本当?」)

【会 場】投資育成ビル7階701号室(渋谷区渋谷3-29-22)

・JR渋谷駅の埼京線ホームから新南口改札を出て、右へ2軒目のビル

・地図 <http://www.sbic.co.jp/main/company/access.html>

【受講料】無料

【問合せ】東京中小企業投資育成(株) ビジネスサポート部 須永

TEL03-3499-0755 / FAX03-3499-0819

【申込み〆切り】**3月22日(木)** までに、ホームページ

http://www.sbic.co.jp/main/fronts/seminar_list からお申込みいただくか、以下の受講申込書にある必要項目をEメール:gyoshi-seminar@sbic.co.jp へお送りください。なお、本受講申込書のFAXによるお申込みもできます。

【受講票】本セミナーは、**受講票等はございません**。当日1階にて受付願います。

なお、受付開始時刻は、セミナー開始時刻の30分前からです。

以上

受 講 申 込 書

東京中小企業投資育成(株) ビジネスサポート部 須永 行

F A X : 0 3 - 3 4 9 9 - 0 8 1 9 Eメール : gyoshi-seminar@sbic.co.jp

3月23日(金)開催

「労務管理リスク(解雇・賃下げ・残業代)の実務」

◆ 貴 社 名

◆ 貴社業種

◆ お役職／部署／お名前 (複数参加可)

◆ TEL／FAX

◆ E-mail

◆ 弊社からの投資について(どちらかに○をお書き込み下さい。)

既投資先企業()

未投資先企業()

情報の取り扱いについて

申込票にご記入いただきました個人情報は、セミナー参加者名簿として、セミナーの実施・運営の参考資料として使用する他、関連するアフターサービス及び今後開催いたしますセミナー案内並びに投資育成制度のご案内のお知らせのために使用し、他の目的には使用しません。